

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年12月4日(水)午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員(14名)

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

5 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) 議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件
- (6) その他

6 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、12月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、12月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により9番 高嶋 香織 委員、10番 清水 智也 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和6年12月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は164.00㎡です。
続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町泊〇〇番地〇、〇〇 〇さんです。

1番 譲渡人は石川県金沢市瓢箪町〇〇番地〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町泊柄豆〇〇番〇、地目は田、1筆、合計164.00㎡です。
権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、高嶋香織委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区、東三浦町地内、譲受人の自宅の南側に隣接しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は申請地についても譲渡人より借受け、耕作をしており、今後も適正に管理・耕作されると思われる。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地では自家用野菜を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思ひます。
意見書を提出している私から意見を述べさせていただきます。

荒尾委員 申請地は、十数年前より譲受人の母親が、自宅横の狭小地である農地を譲渡人より借り受け自家用野菜を栽培していたが、この度、息子である譲受人が引き継ぎ耕作するに当たり、譲渡人との話し合いを経て、今回の申請となりました。

なお、農地は、畦畔で区画されており、きれいに管理されております。

譲受人は、農業経験は皆無であるが、時折母親の手伝いをしていた経験から農地取得後は年間約5ヶ月かけて、自家用野菜の栽培に意欲を持っている。

昨年4月、農地法第3条の農地取得時における下限面積要件が撤廃されており、これらのことから、この案件は適当と判断します。

会 長 次に、高嶋香織委員から意見をお願いします。

高嶋委員 事務局及び荒尾会長から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたし

事務局より説明願います。

事 務 局 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年12月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

4条1件、5条1件です。

議案第2号の1番、4条の案件です。

1番 申請人は、「朝日町南保〇〇〇〇番、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町南保字岩名〇〇〇〇番〇、地目は田で、224.00㎡です。

現況は、休耕です。

転用目的は、防火水槽用地です。

清水智也委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページ左側をご覧ください。

南保地区の谷地内で、県道山崎泊線沿いの東側に位置します。

申請地につきましては、一部深いところがあり、農機具が沈み込むため機動性面で好ましくなく、10年前から耕作を取りやめておられます。

一方、谷地内には、地区設置の消火栓はあるものの、町設置の防火水利がありません。

このため、6年前に、申請者の娘婿が地区役員を務めておられた際（現町内会長）、地区の定例会議において、申請者の了解を得たうえで、申請地を防火水槽の設置場所とし

て提供したい旨を申し出られ、地区要望として防火水槽の設置を決議されました。

その後、今春ようやく町で予算化されることとなりました。

町での設置予算化にあたり、申請者の同意のもと、申請地を防火水槽設置場所として、町に使用貸借したいと考え、今回の申請に至りました。

申請地の南側は石積みにより40センチ高くなっております。

東側は法面により170センチ高くなっております。

また、西側は県道山崎泊線となっております。

申請地の北側は申請者の所有地であり、さらにその北側の土地との境界にはコンクリート擁壁が施されております。

隣接地には被害がないと認められます。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地であります。申請地以外の土地とすることが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

3ページにお戻りください。

議案第2号の2番は、5条の案件です。

2番 譲受人は、「朝日町平柳〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さん、〇〇さん」です。

2番 譲渡人は、「朝日町草野〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇さん」です。

申請地は、朝日町草野〇〇〇番〇、地目は田で、500.00㎡、転用目的は住宅敷地です。

高嶋香織委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページ右側をご覧ください。

申請地は、五箇庄地区草野地内で、申請地の北側には県道入善・朝日線、東側には町道草野2号線が近接しております。

譲受人が新築住宅の建築用敷地を探しておられたところ、草野地内で当該申請地を取得することで話を進める運びとなりました。

当該申請地は、譲受人〇〇〇〇さんの妻である〇〇さんの実家からほど近く、共働きである譲受人両人においても、子育ての面から親族に協力を仰げるなど、利便性が高く、周辺地域において最も適切な箇所に位置しております。

このことから、譲渡人と土地の分筆及び譲渡の協議が整ったことから、今回の申請に至ったものです。

申請地の雨水は、雨水枿を整備し、転用前の田の排水として使用していた既存パイプに接続し、隣接する町道の東側の水路に排水する予定であり、雨水処理は適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域である3種農地です。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、第4条及び第5条の規定による許可申請の件として、2件、田2筆、合計

724.00㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

清水智也委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

清水委員 　事務局からも説明がありましたが、現状休耕田であることや地元からの強い要望もあり、特に問題はないものと思われま

会 長 　議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

会 長 　防火水槽を設置するに当たって、町としては貸借でも問題ないのか。

事 務 局 　寄附又は使用貸借であれば、防火水槽を設置することができます。

会 長 　その他に、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 　次に、議案第2号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
高嶋香織委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

高嶋委員 　既に手前に一軒住宅が建っているため、変形田となっており、今回の転用申請地が加わることでさらに狭くはなるが、搬入路分の幅は確保されており、農作業に大きな支障はないため、問題ないものと思

会 長 　議案第2号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

清水智也委員 　農地と転用申請地の隣地境界は、コンクリート擁壁となるのか。

事 務 局 　コンクリート擁壁となる。

会 長 　コンクリート擁壁となると、残された農地が狭い場合は、ほ場内での農業機械の旋回が難しくなる。

農業委員会としては、工事内容にまで意見することは難しいが、残された農地での耕作が著しく困難になると想定される場合は、意見を付す必要があると考えますが、今回の場合は、そこまでのものではないと思われま

会 長 その他に、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の2番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、18ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は8件となり、

田：21筆：20,491.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、3件、3,223.00㎡、全て再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、5件、17,268.00㎡、うち、再設定を含む申請は、4件、8,394.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各8件、20,491.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、2件、4,277.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は107件となり、

田：415筆：219,058.30㎡、畑：8筆：247.00㎡となります。

次に、17ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,495.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,472.00㎡、新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、105件、216,338.30㎡、うち再設定を含む申請は、28件、83,339.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各107件、219,305.30㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、22件、21,706.77㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の議案のうち、230番から298番までについては、平柳月山地区の基盤整備事業における対象農地の利用権設定となっております。

対象エリアについては、本年8月定例会において農業振興地域への農用地区域への編入に係る議案において説明があったとおり、平柳、月山及び桜町地内の一部となっております。

今回契約予定農地の面積については、約15.8haで、基盤整備事業の計画上は、約15haのは場が区画される予定となっております。

平柳月山地区における基盤整備事業については、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する予定としており、本事業による基盤整備の補助率としては、国62.5%、県27.5%、市町村10%、地元0%となっております。

本事業の要件として、対象全農地で、事業開始前の段階で、15年以上の農地中間管理権の設定を行う必要があります、事業採択に要する年数を考慮して、16年3ヶ月の期間としております。

この要件を満たすために、自作地や耕作放棄地についても設定する必要があるため、一旦、公社に貸して、所有者に配分を行う必要があるため、後ほど配分計画に受け手として、町外や県外の所有者が配分先となっております。

現段階にあつては、現状の借受者と農地中間管理権を設定して、工事が完了して供用が開始された段階で、実際に耕作される担い手に再配分を行うこととなります。

また、契約方法といたしましては、既に公社契約となっている農地につきましては、所有者の場合は期間の延長を行い、借受者の場合は一旦解約して配分を受けることとなります。

所有者の場合の期間の延長にあつては、集積計画に記載する必要がないため、今回掲載されているものは、あくまでも新規設定する農地のみとなっております。

借受者の場合にあつては、再配分扱いとなるため、後ほど配分計画において再配分として記載しております。

続けて配分計画についてですが、29ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は145件となり、
田：503筆：284,715.60㎡、畑：8筆：247.00㎡となっております。

次に、30ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,495.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,472.00㎡、新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、143件、282,005.60㎡、うち再設定を含む申請が、66件、149,006.30㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各145件、284,972.60㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、15件、14,519.77㎡となり、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の議案のうち、230番から298番まで及び再配分については、先ほどご説明したとおり平柳月山地区の基盤整備事業における対象農地の利用権設定となっております。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第3号及び議案第4号の議案において、当事者となる委員がおられますので、案件を分けて審議します。

まずは、7ページの議案第3号、18番及び19番の案件について審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

7ページの議案第3号、18番及び19番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、7ページの議案第3号、21番及び22番、21ページの議案第4号の211番から22ページの227番まで、26ページの297番及び298番、29ページの再配分79番の案件について審議します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
7ページの議案第3号、21番及び22番、21ページの議案第4号の211番から22ページの227番まで、26ページの297番及び298番、29ページの再配分79番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 続きまして、21ページの議案第4号、209番及び210番、28ページの再配分75番の案件について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
21ページの議案第4号、209番及び210番、28ページの再配分75番の案件についてご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第3号及び議案第4号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」、次のとおり農用地区域への編入願いがあり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和6年12月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

編入とは、いわゆる農振除外の反対の意味で、朝日町の農業振興地域の農用地として位置付けるものであります。

今回の編入につきましては、宮崎地区の見崎、南保地区の飛野において実施計画されている県営中山間地域農業農村総合整備事業 にかわ3期地区に賛同するにあたり、編入願が提出されたものであります。

いずれの地区の事業も、国の補助金等を活用して基盤整備事業を実施するにあたっては、その農地等が農業振興計画に位置付けられた農用地区域になっていることが要件であることから、今回の編入申請に至ったものであります。

位置については、32ページ及び33ページをご覧ください。

宮崎地区の見崎につきましては、国道8号の北側で、横田川より少し東側から、西側は古川までのエリアに位置しております。

南保地区の飛野につきましては、高島の信号から県道山崎草野線方面に進んだ西側（小川側）エリアに位置しております。

いずれの地区も、団体営ほ場整備事業等により昭和40年代に整備され、平地農業地域に比べ施設の老朽化が顕著であります。

このことから、県営中山間地域農業農村総合整備事業にかわ3期地区の基盤整備事業の対象となったものであり、用排水路整備、ほ場整備工を行うことにより、農業生産性の安定化等を図るものであります。

いずれの地区も、10ha以上の広がりのある農地の一部であり、農振法に定める整備計画の基準に該当するものであり、編入は問題ないと思います。

以上、農用地区域への編入に関する件といたしまして、2件、田104筆、宅地1筆、合計60,344.23㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第5号の議案につきまして、審議したいと思います。ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からは「異議なし」で町に対し、報告いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…1月8日（水）16：00～

会 長 その他に意見はありますか。

（意見なし）

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして12月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時00分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員